

高砂市立園・学校における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
【第2版】

令和2年7月

高砂市教育委員会

目 次

はじめに・大原則	1
新しい生活様式の実践例	2
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	3
I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な取組	4
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底（感染源を絶つ）	4
2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）	5
3 家庭との連携	7
4 3つの密を避ける環境づくり	7
5 消毒液を使った清掃の実施	10
6 心のケアについて	10
7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	10
8 個人情報保護について	10
II 園・学校における留意事項	11
1 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について	11
2 各教科学習等における留意事項	12
3 修学旅行、自然学校、野外活動等泊を伴う行事について	14
4 運動会、体育大会等の行事について	14
5 健康診断について	14
6 学校給食について	14
7 学校図書館について	15
8 部活動について	15
III 教職員に係る対応等	16
1 基本的な考え方	16
2 職場内での感染防止行動の徹底について	16
IV 園・学校における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について	17
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	18
2 教職員の休暇等の考え方	21
V 障害の状況に応じた指導・支援	22
VI 保護者への注意喚起	23
VII 臨時休業中の対応	24
1 幼児児童生徒への対応	24
2 教職員の対応	25
【参考資料】	
・健康観察表（家庭用）	26
・消毒すべき箇所の例	27
・チェックリスト（例）	28

はじめに

私たちは、今後長期的に新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていかなければならない。こうした中でも、持続的に幼児児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続していかなければならない。

こうした考え方を踏まえ、園・学校において留意すべき事項について、国及び県の通知を踏まえてまとめた。

園・学校においては、本マニュアルに沿って運営することとする。

なお、この取扱いについては当面のものであり、日々刻々と変わる状況に応じて変更が生じる場合があることを承知いただくとともに、適宜、市教育委員会からの指示に基づき、対応願う。

策定 令和2年5月20日
第2版改訂 令和2年7月1日
高砂市教育委員会

大原則

- 1 「3つの密」(①換気の悪い『密閉』空間 ②多数が集まる『密集』場所 ③間近で会話や発声をする『密接』場面)を徹底的に避けると同時に、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減すること。
- 2 安全を最優先に考え、発熱・咳等のかぜ症状のある幼児児童生徒はもとより、疑わしき事案についても、原則出席停止とし、幼児児童生徒同士及び教職員との間における接触を避けること。
- 3 園長・校長を責任者として、保健主事・養護教諭・各学級担任などととともに、園内・校内に保健管理体制を構築し、併せて園医、学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備等の万全な感染症対策を行うこと。
- 4 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動が無いように、幼児児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2 m程度 (最低1 m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m程度 (最低1 m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」… 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域（累計患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域）

「レベル2」… 生活圏内の状況が、
 ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間注意を要する地域

「レベル1」… 生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日）から

I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な取組

幼児児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じて、以下の3つについて指導する。

- ・ **感染源を絶つ**
- ・ **感染経路を絶つ**
- ・ **抵抗力を高める**

I **発熱等のかぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底（感染源を絶つ）**

感染源を絶つためには、発熱等のかぜ症状がある場合等には、幼児児童生徒も教職員も、自宅で休養させ、登園・登校しないことを徹底する必要がある。

(1) 家庭における健康観察

学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりもウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭での協力が不可欠である。

毎朝、体温を測り、発熱・咳等のかぜ症状がある場合は、登園・登校を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」は、家庭で記入の上、提出してもらい、園・学校と健康状態の共有に活用する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

※ 「健康観察表」は各園・学校独自の様式の利用可。必要に応じて P26 を参照

○発熱等のかぜ症状とは

本マニュアルでは、発熱（体温が 37.5 度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐等、平常と異なる状況の体調を言う。

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校時においては、飛沫がかからないようにすることが大切であるため、マスクの着用等、咳エチケットを守るとともに、手が届かないくらいの距離をとって、1列で歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。下校時において、児童生徒同士が密接の状況で話す様子が見受けられる。気を緩めることがないよう機を捉えて児童生徒に指導するとともに、保護者への注意喚起を行うこと。

また、児童生徒が熱中症にならないよう、必要に応じてマスクを外すように指導するとともに、このことについて保護者や地域にも理解を求めること。

(3) 園・学校における朝の健康観察

- ① 登園・登校時には、幼児児童生徒の健康観察表を確認し、家庭で検温していない幼児児童生徒については、体温を測定する。体温を測定する際は非接触型の体温計を使用することが望ましいが、接触型の体温計を使用した場合は1回毎に消毒する。
- ② 欠席及び遅刻している者を把握し、理由を確認する。（保護者からの欠席連絡等）
- ③ 幼児児童生徒が持参した健康観察表を確認するとともに、出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級毎にまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 担当者は、学級毎の健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させる。感染

症拡大防止の観点から、発熱・咳等のかぜ症状がある場合は、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染経路を絶つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒、が大切である。

【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

(1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて幼児児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導する。また、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、接触感染を防ぐために、手洗いを徹底する。

- ・流水と石けんでの手洗いを次の時間に必ず行うこと。
(登校直後、給食の前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等)
- ・手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗うこと。
- ・手洗いの際、手を拭くタオルやハンカチ等は清潔なものを個人持ちとして、共用はしないこと。
- ・石けんやアルコールに過敏に反応したり、手が荒れたりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。
- ・手洗い時間を設けるなどして、幼児児童生徒の手洗いを徹底する。また、時間差により、トイレや手洗い場に一度に多くの人が集まらないよう配慮する。

手洗いの時間・回数による効果

手洗いの6つのタイミング

手洗いの方法	残存ウイルス数 (残存率)*
手洗いなし	約1,000,000個
流水で15秒手洗い	約10,000個 (約1%)
ハンドソープで10秒または30秒もみ洗い後、流水で15秒すぎ	数百個 (約0.01%)
ハンドソープで60秒もみ洗い後、流水で15秒すぎ	数十個 (約0.001%)
ハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すぎを2回繰り返す	約数個 (約0.0001%)



*:手洗いなしと比較した場合

出典
森功次他:感染症学雑誌, 80:496-500,2006

(2) 咳エチケット等

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を押さえるなど、咳エチケットに留意させる。

(3) 消毒液を使った清掃の実施

p 10 「5 消毒液を使った清掃の実施」を参照のこと。

(4) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び、「バランスの取れた食事」、及び「生活リズムを整える」を普段から心がけ、日々疲れを残さない生活を送るよう指導する。

！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
② 手の甲をのぼすようにこすります。
③ 指先・爪の間をき入りにこすります。
④ 指の間を洗います。
⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる。

× 何もせずに咳やくしゃみをする。
× 咳やくしゃみを手でおさえる。

○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）。
○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。
○ 袖で口・鼻を覆う。

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う。
② ゴムひもを耳にかける。
③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

首相官邸
厚生労働省
厚労省

検索

3 家庭との連携

学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭での協力が不可欠であることから、「新しい生活様式」の実践として、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけること。

- ・毎朝の検温、健康観察を行う。（同居家族も健康観察を行う。）
- ・免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を励行する。
- ・家族全員で、手洗いや咳エチケットを徹底する。帰宅したら手洗いと洗顔を行ったうえで、できるだけすぐに着替えをすることが望ましい。また、部屋の換気を励行する。
- ・できるだけ休日の不要不急の外出を控える。

4 3つの密を避ける環境づくり

新型コロナウイルス感染症では、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面、という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。可能な限り、この3つの条件が重ならないように努める。

(1) 密閉の回避（換気の徹底）

教室に設置された換気扇を使用すること。可能な限り窓は常時開けておく。学習の活動状況により難しい場合は、休み時間に必ず換気する。原則として2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じて幼児児童生徒の服装について配慮する。

エアコン機器については、換気しながら使用すると故障につながる恐れがある。エアコン使用時は、上部の窓を対角線に2カ所開ける程度の換気にとどめ、休み時間に窓を開放する。特に熱中症の予防にも留意しながら、換気と室温管理の両立に配慮すること。

(2) 密集の回避（身体的距離の確保）

できるだけ人と人との距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより、「3つの密」を避けるよう努めること。

- ・教職員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐい等）を着用することとし、可能な限り幼児児童生徒までの距離をとる。
- ・教室等においては、幼児児童生徒同士は、座席間を離して着席させる等により距離を広くとる。
- ・グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行うとともに、飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。

(3) 密接の場面への対応（マスク等の着用）

①マスクの着用について

- ・幼児児童生徒及び教職員は、原則、常時マスクを着用するよう指導する。ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や幼児児童生徒の間に十分な距離を保つ等の配慮を行ったうえでマスクを外すこと。
- ・熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。幼児児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時は、自身の判断でマスクを外す等、適切に対応できるように指導する。
- ・体育の授業においては、児童生徒間の距離を2 m以上離している場合等は、必要ではない。

※暑い中でマスクを常時使用による接触性皮膚炎等の発症例もあるので、幼児児童生徒の身体的負担については様々な面において配慮すること。

②マスクの取扱いについて

- ・マスクを外す際は、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。

③マスクの作り方及び布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

- ・手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクはいずれの色も可とする。また、布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1ヶ月利用できる。

マスクの作り方（高砂市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

<http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/15,71802,c.html/71802/20200315-172807.pdf>

④マスクの着用が難しい幼児児童生徒への対応について

- ・発達の特性等の理由により、「マスクの感触が苦手」「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難しい幼児児童生徒もいる。その場合、着用の困難さの原因を確認した上で、個々の状況に応じてマスクの代替手段を検討する等、特段の配慮をする。

●クラスター（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

2 人の密度を下げる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2 m程度あける等の工夫により、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第2版] 2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



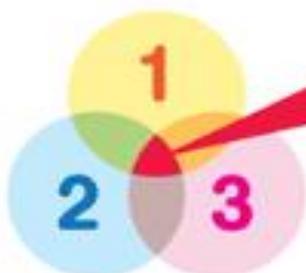
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ 検索



5 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ等、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、消毒液を使って清掃を行う。

また、校園内の消毒する必要がある場所をリストアップし、消毒の実施状況を適切に管理する。

6 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援等により、心の健康の保持に向けて適切に取り組む。

7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースが多数見受けられることから、誰もが感染する可能性がある。特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

8 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底する。感染が判明した場合においても、決して感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

II 園・学校における留意事項

令和2年度は小・中学校の夏季休業日を8月9日から8月15日までの7日間に短縮するとともに、学校行事の精選等により授業時間を確保し、重点的学習に取り組むこととする。その際、前年度の3月に指導予定であった内容から実施し、今年度内に教育活動が終了するよう計画する。

I 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について

熱中症防止のため、気温・湿度・風の有無等の気象状況及びWBGT（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒一人一人の体調に配慮する。

- 家庭及び園・学校における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。
- 登園・登校に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。
※ 授業中はエアコンを使用しつつ、**上部の窓を対角線に2ヵ所開ける等により換気**する。
- 教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。
- 体育など屋外での活動は、WBGTが31℃以上で、原則、運動を禁止する。

●暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

●日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※ (28～31℃) 及び (25～28℃) については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

2 各教科学習等における留意事項

(1) 各教科学習等における共通注意事項

「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内での児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗い等、可能な限りの感染症対策を行った上で実施することを検討すること。実施に当たっては、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数を絞る等の配慮をすること。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、特段の慎重さを必要とする。

(1) 授業時の教室環境

- ・換気を徹底する。
- ・配席の工夫によりソーシャルディスタンスを確保する。
- ・近距離での会話を避ける。

(2) 器具や用具を共用で使用する際の注意事項

- ・理科、図画工作科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、**幼稚園での教育活動等**においては**できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこととする**。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭く。

(3) 特に配慮を要する教科

○ 技術・家庭科（家庭分野）

- ・調理実習は**実施する場合には、一定の距離を保ったり、衛生面に配慮したりする等の特段の配慮をした上で行うこと**。
- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士の近距離での作業を避け、実習台や共用の用具の消毒を行う。

○ 体育科、保健体育科（実技を伴う授業）

- ・疾患等のある幼児児童生徒については、保護者との情報共有を図ること。
- ・授業（保育）前後の手洗いを徹底すること。
- ・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は特段の慎重さを要するため、実施する場合は短時間の活動としたり、前後に手洗い等を行ったりする等の工夫をする。
- ・体づくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は**特段の配慮を行った上で実施すること**。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い バスケットボールにおける防御 等
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分に確保するなど適切に指導すること。
- ・できる限り、屋外で学習する。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、30分に1回以上活動を休止し、5分程度の換気を行う。)
- ・近距離での会話や活動は避ける。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業終了後、必ず石けんで手洗いをする。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況避ける。
- ・授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに児童生徒間の距離を1～2m程度確保する。また、気温が高い日などに見学する場合は、熱中症にならないようマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導する。
- ・幼稚園における身体を動かす活動においても、適切に指導すること。また、実態に応じて援助や配慮をすることにより、幼児なりに気付いて行動できるように、指導を工夫すること。
- ・できるだけ早期に1、2年生の特別活動、第3学年体育科保健領域の「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、第3学年小学校体育科保健領域の「健康な生活」において、換気等により生活環境を整えることについて指導する。【小学校】
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。【中学校】

○ 音楽科

- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏等においては、広い空間で可能な限り距離をとり同じ方向を向いて行ったり、回数を減らしたりする等の特段の配慮をした上で実施すること。

3 修学旅行、自然学校、野外活動等泊を伴う行事について

- ・修学旅行については、1学期は実施せず、2学期以降に変更とする。その場合は、関係業者や宿泊施設等との連絡調整を行う。その際、2学期以降の延期や中止の可能性も含めて、丁寧かつ慎重な打合せを進める。
- ・修学旅行以外の泊を伴う行事については、令和2年度は宿泊無しの1日だけの実施とし、目的を明確にした上で計画的に実施する。

4 運動会・体育大会等の行事について

- ・実施にあたっては、取組を通してクラスター発生リスクの3条件が重ならないよう、実施内容や方法の工夫など、計画段階から、授業前後の手洗いや活動中の咳エチケット等、基本的な感染症防止対策を講じること。
- ・取組にあたっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。また、マスクの取扱いについては体育の授業における取扱いに準じること。

5 健康診断について

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要がある。（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はない。）実施にあたっては、以下のような点に留意することが必要である。

- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳チケット等を徹底する。
- ・部屋の適切な換気に努める。
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける。
- ・児童生徒には会話や発声を控えさせる指導を徹底する。

6 学校給食について

- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は下痢、発熱、腹痛、嘔吐、かぜの症状の有無、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと判断した場合は給食当番を代える等の対応をとる。
- ・給食当番を行う際は、マスク及び白衣・エプロンを必ず着用する。
- ・配食は健康状態を点検した給食当番及び教職員が行う。おかわり等の配食は教職員もしくは教職員が適切であると判断した当番の児童生徒が行う。
- ・感染者が出た時に、関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は1週間以上固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が給食の前後に石けんを用いた手洗いをを行う。
- ・喫食の際は、飛沫を受けることがないように、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

7 学校図書館について

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしていることから、図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持するよう取り組むこと。

8 部活動について

(1) 生徒の健康観察

顧問は「健康観察表」を活用するなどして、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等のかぜの症状がみられる場合は参加させない。また、休業日の活動時においても、生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないかを確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 生徒が部活動に参加する際は、保護者の理解を得たうえで、無理をさせないように配慮する。
- ② 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。とくに活動前後及び休憩時の手洗いを徹底する。
- ③ 室内の活動時は、密閉空間とならないよう換気を十分に行う。原則、開放（2方向以上の窓を同時に開ける換気）する。開放し難い場合は、**30分に1回以上活動を休止し、5分程度の換気を行う。**
- ④ 生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唄を避けられるよう、できる限り練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後においても、生徒の密度を下げて、不要な接触を避ける。
- ⑦ 相手と一定時間接触するような状況を作らない。（例：バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習）吹奏楽、合唱等は個別練習とする。
- ⑧ **対外試合（公式戦、練習試合とも）や合同練習（日常的に1つのチームで練習している合同部活動は除く）は7月10日以降、実施可とする。**

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（とくに部員数が多い部活動については特段の配慮をする）
- ② 更衣については、一度に多数の生徒が使用せず、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染を防ぐため、「用具の貸し借り」「回し飲み」等は絶対に行わない。また、ボール等多数の者が触れる用具を使用する際は、手で目・鼻・口等、顔に触らないよう指導する。
- ④ 共用部分及び共用物の消毒は、原則1日1回以上行う。
 - ・共用部分…多くの生徒が手を触れる箇所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ等）
 - ・共用物…用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）

Ⅲ 教職員に係る対応等

Ⅰ 基本的な考え方

(1) 感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の大規模な拡大を防止するためには、咳エチケット、手指衛生等に加え、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ②密集場所（多くの人々が密集している）
 - ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）
- という3つの条件（3つの「密」）が同時に重なる場を避けること。

(2) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝、自宅で体温を測定し「健康観察表」への記録を行い、園長・校長へ報告すること。園長・校長は発熱等の風邪症状がある場合には特別休暇の取得により出勤を控えるよう指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

2 職場内での感染防止行動の徹底について

(1) 換気の徹底等

- ・職場の窓が開閉可能な場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開する。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の窓を開放する。

(2) 接触感染の防止

- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2m）し、会話の際はできるだけ真正面を避けるようにする。
- ・職場で教職員がよく触れる場所・物品・機器等（例：ドアノブ、スイッチ、電話、パソコン、コピー機等）について、こまめに消毒する。
- ・石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- ・訪問者等に対し感染防止措置への協力及び来校者名簿への記名を要請する。

(3) 飛沫感染の防止

- ・教職員一人一人が飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットを徹底する。
- ・教職員が集まる集合形式での会議を行う場合は、最小人数に絞る、広い場所で行う、時間短縮をする等の工夫をすること。また、情報の共有については、相互閲覧が可能なフォルダ等による、電子媒体の利用に努める。

(4) 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・時間外勤務は疲労の蓄積の原因となるため縮減に努めること。併せて適切な勤務時間管理に留意する。
- ・教職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠時間の確保を心がけるなど健康管理に努める。
- ・管理職は、職場において教職員の日々の健康状態の把握に努める。

Ⅲ 園・学校における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

園・学校

新型コロナウイルス感染者の発生を確認
(対象：幼児児童生徒等・保護者・教職員)

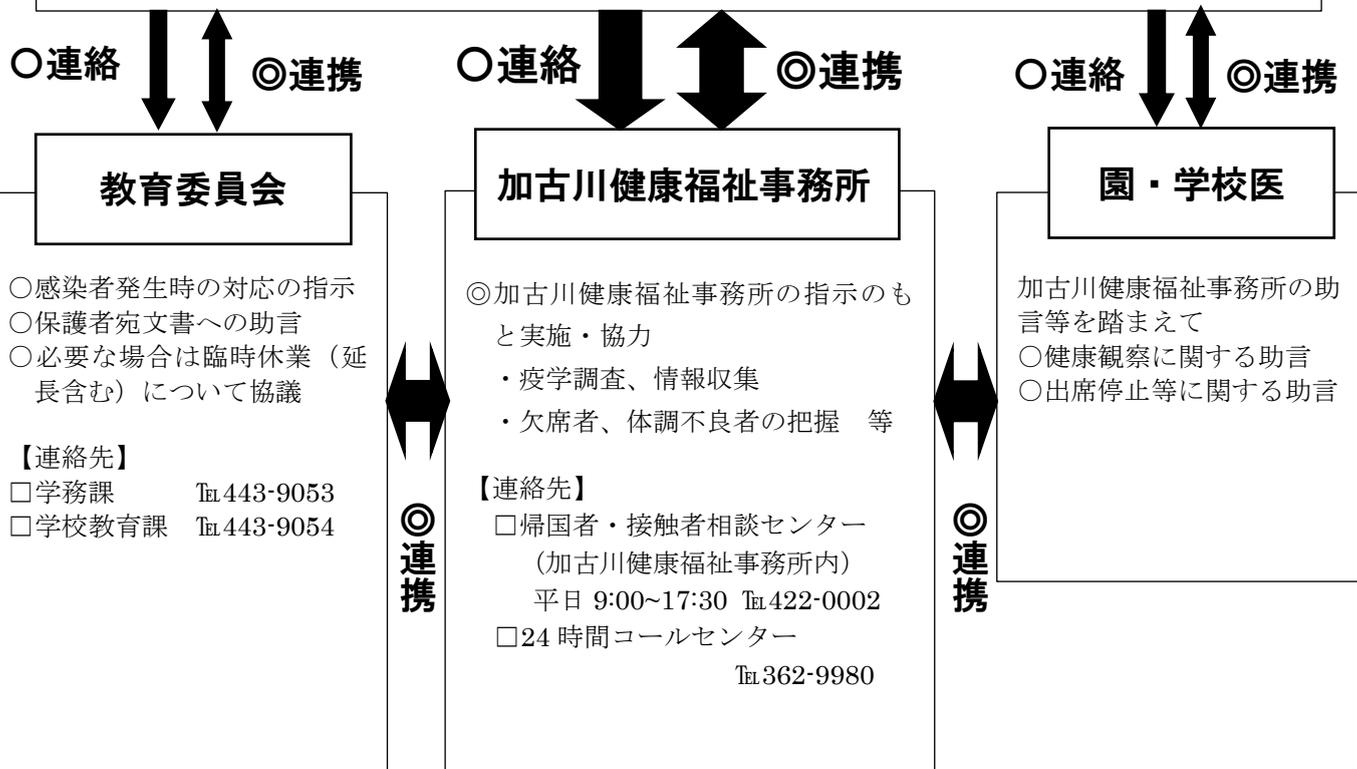
【加古川健康福祉事務所への連絡・連携】

- ◎加古川健康福祉事務所へ連絡
- ◎情報の収集・健康観察の開始（加古川健康福祉事務所の指示に従う）
- ◎幼児児童生徒等、保護者への情報提供（加古川健康福祉事務所の指示に従う）

【教育委員会、園・学校医等との連携】

- ◎教育委員会、園・学校医に連絡（情報共有、指示に従う）
- 幼児児童生徒等の出席停止措置
- 配付資料等の準備（加古川健康福祉事務所の指示、教育委員会の助言に従う）
 - ・保護者宛文書
 - ・登園、登校前の健康観察等に関する協力依頼等
- 必要な場合は臨時休園、休校措置（教育委員会と協議）
- 配慮事項
 - ・窓口の一本化、感染者等のプライバシーの保護 等

■ **園・学校は、加古川健康福祉事務所が感染症法第15条に基づいて行う「疫学調査」に協力する**



Ⅰ 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎園長・校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする

幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と特定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

その場合、保護者から園・学校へ必ず連絡をしていただくよう周知する。

(臨時休業中の登園日・登校日における登園・登校、居場所の確保等への参加は禁止)併せて、教育委員会事務局へ速やかに報告すること。

(1) 幼児児童生徒(本人)の感染が判明または濃厚接触者と特定*された場合

【出席停止(個人への配慮及び拡大防止のため)】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と特定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日：感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登園・登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等、登園・登校を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日：濃厚接触者と特定された日(同居家族の感染判明日)

終了日：症状が出なければ、加古川健康福祉事務所から指示された期間
(めやす14日間)

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

⇒ 検査で本人が陰性と判明すれば、

加古川健康福祉事務所の指示する期間

(2) 幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と特定された場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)】

【出席停止の期間】

開始日：家族が濃厚接触者と特定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が加古川健康福祉事務所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触者と特定されれば「(1)」へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：全身状態の改善がみられた日

※ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

- ② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(3)－2 幼児児童生徒の同居家族に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

幼児児童生徒の同居の家族に該当する症状がみられる場合も、「(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合と同様の取扱いとする。この場合、出席停止の判断の条件および出席停止の期間は、「本人」を「その同居家族」と読み替えること。

(4) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

- ① 登園・登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や園・学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登園・登校の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登園・登校の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 園・学校の教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、園・学校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける等の注意を払う。

(5) 登園・登校に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。

その上で、原則「欠席扱い」とするが、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合等、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多い等の特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない等の柔軟な取り扱いも可能である。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認められた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきではないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 園・学校、学年、学級の臨時休業の考え方

教育委員会は園・学校からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。

(1) 幼児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」(p18)の(1)①の「感染」が判明した場合、加古川健康福祉事務所及び園・学校医と相談のうえ、消毒及び濃厚接触者の特定のため、一旦園・学校の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日、園・学校休業
始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日、園・学校休業 ・判明した時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに降園、下校の措置を講じる
終業時刻以降、園・学校の休業日	・翌日、園・学校休業

感染者の園・学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が判断された場合、教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、加古川健康福祉事務所及び園・学校医の助言等により学校の全部または一部の臨時休業とする。

学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当である。

(2) 幼児児童生徒及び家族が濃厚接触者と認定された場合の臨時休業措置

園・学校内における活動の様子、接触者の多寡、地域における感染状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

(3) 教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

上記(1)と同じ対応とする。その後の対応については、園長・校長は加古川健康福祉事務所及び園・学校医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

V 障害の状況に応じた指導・支援

平成30年文部科学省令第27号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

- ① 年度当初、各園・各学校において個別の教育支援計画を作成する際は、当該幼児児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ② 「関係機関等」としては、当該幼児児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられる。当該計画を活用しつつ、日常的に園・学校、保護者、関係機関等が連携を図り、幼児児童生徒の生活状況の把握とサポートに努める。
- ③ 幼児児童生徒の状況確認や把握については、個によって障害の程度や特性は様々であることから、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行う必要がある。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に幼児児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外における過ごし方について把握に努める。

なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障害や疾患のある幼児児童生徒が登園・登校する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しつつ、主治医、園・学校、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。

VI 保護者への注意喚起

幼児児童生徒については、園・学校現場で感染リスクに備えるとともに、園・学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭において、十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気を励行する。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

※ 臨時休業期間中、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されるため、下記の相談窓口について、保護者に知らせておく。

相談窓口

- こころの健康相談統一ダイヤル
0570-064-556 ※平日は要時間確認 土日祝 24 時間
- 兵庫県のちと心のサポートダイヤル
078-382-3566 ※平日 18:00～翌 8:00
- ひょうごっ子悩み相談センター
0120-783-111 ※9:00～17:00 通話料無料
0120-0-78310 ※24 時間受付 通話料無料 携帯電話可
- 高砂市教育相談（不登校・心のケアに関すること）
079-442-7049 ※平日 8:30～16:00
- 高砂市青少年センター（生徒指導に関すること）
079-443-6246 ※平日 9:00～16:00
- 高砂市子育て支援課 こどもホットライン
079-442-2260 ※平日 9:00～17:00

Ⅶ 臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市感染状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

Ⅰ 幼児児童生徒への対応

(1) 学習サポート

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、登校日の設定や学校メール、ポスティングなどにより、学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

- ・教科書を活用した学習を進められるよう、課題を示す。
 - ・学習内容に応じて「E テレ」を活用した学習を示す。
 - ・「NHK for school」「文部科学省 学びの応援サイト」等の学習コンテンツを活用する
 - ・規則正しい生活をする
 - ・適度な運動を行う
 - ・読書の時間を設ける
 - ・発達段階に応じた学習時間を示す
 - ・不要な外出をしない
- 等

(2) 心のケア

週に1回以上、家庭訪問、電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

(3) 登園可能日・登校可能日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登園可能日・登校可能日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「I 4 3つの密を避ける環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登園可能・登校可能日においては、児童生徒の学習状況を確認する、前回の課題を添削したものを返却する、新たな家庭学習を課す等の学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登園可能日・登校可能日は、授業日ではないため、登園・登校しない場合においても欠席とならないことを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登園・登校できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

2 教職員の対応

(1) 感染リスクの回避

- ① 3つの原則の徹底
 - ・マスク着用
 - ・手洗いの励行
 - ・食事はできる限り一人でとる
- ② 在宅勤務
令和2年4月13日付高教学第148号高砂市教育長通知に基づき適切に対応する。
- ③ 就業エリアの分散
職員室に集まることを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をしていないよう注意する。
- ④ 時差出勤

(2) 服務規律の確保

- ① 情報管理の徹底
- ② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

けんこう けんかん ざつ ひょう か てい よう
健康観察表(家庭用)

ねん ねん ぐみ ぐみ
年組

なまえ
名前

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ひ	4/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ようび (曜日)	金														
たいおん 体温	36.0														
せき	あり なし														
のどの痛み	あり なし														
はなみず 鼻水・鼻つまり	あり なし														
たいちよういき 体調(息ぐるしさ・ だるさなど)	よい ふつう わるい														
その他(におい、味 がしない、頭痛、下 痢など)															
ほごしや 保護者サイン															

※ 登校しない日も含めて、毎朝体温を測り、健康観察の結果の記録と保護者サインをお願いします。登校する日は、園・学校へ提出してください。

※ 発熱などの風邪の症状がみられる場合は、電話で園・学校へ連絡のうえ、自宅で休養してください。

消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので注意すること。

<p>【学校施設全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ドア、窓等のノブ、取っ手 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 証明等のスイッチ <input type="checkbox"/> エレベーターやインターフォンのボタン <input type="checkbox"/> カーテンやブラインドで手がよく触れる箇所 <input type="checkbox"/> 水道の蛇口、流水レバー、シャワーヘッド、ホースの持つところ 等 <input type="checkbox"/> モップ等の清掃用具 <input type="checkbox"/> 運動用具（ボール 等） 	<p>【職員室 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教室の鍵 等 <input type="checkbox"/> キャビネット、ロッカー、ファイルボックス等のノブ、取っ手 <input type="checkbox"/> 机の作業面 <input type="checkbox"/> 椅子のひじ掛け、背もたれ <input type="checkbox"/> 電話機 <input type="checkbox"/> パソコンのキーボード、マウス 等 <input type="checkbox"/> ファイル、本 等 <input type="checkbox"/> 共用のポット、冷蔵庫の取っ手 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 共用の布きん <input type="checkbox"/> 共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 洗面台 <input type="checkbox"/> 便器の蓋、便座 等 <input type="checkbox"/> 水洗流水レバー等 <input type="checkbox"/> ウォシュレットの操作ボタン 	
<p>【教室 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> 共用のパソコンのキーボード <input type="checkbox"/> 共用の本・辞書 等 <input type="checkbox"/> 共用の筆記用具 等 <input type="checkbox"/> 共用の教材、器具 等 <input type="checkbox"/> 共用のスポーツ用品、学期 等 	

チェックリスト

(例)

場所：〇〇〇〇教室

〇月		スイッチ		ドアノブ		机		掃除用具入れ	
日	曜日	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

